

# 住まいと健康フォーラム 会則

1994年7月8日制定

1995年7月7日・1999年7月13日・2000年7月7日

2002年4月1日・2004年10月1日・2005年7月8日改正

## 第1条 目的

当フォーラムは「住まいと健康フォーラム」と称する。「住まいは国民が健康で文化的な生活を送るための基本的基盤である。」との認識にたち、公衆衛生推進の立場から健康的な住生活確保に貢献することを目的とする。

## 第2条 活動

当フォーラムは第1条の目的を達成するために、次の活動をする。

1. 自治体における住まいと健康に関する取り組みの情報交換
2. 住まいと健康に関する政策の調査、研究及び検討
3. 関連分野との交流

## 第3条 事業

当フォーラムは第1条の目的を達成するために、次の事業をする。

1. 全国フォーラムを年1回、地域フォーラムを随時開催
2. ホームページ等による情報提供
3. 当フォーラムの活動主旨に賛同する内外の学会・諸団体との交流
4. その他フォーラムの目的を達成するために必要な事業

## 第4条 会員

1. 「住まいと健康フォーラム」の会員は自治体職員および研究者等をもって構成する。
2. 会員は全ての事業に参加できる。

## 第5条 会議

1. 全国総会を年1回開催する。
2. 運営委員会は随時開催する。
3. 地域フォーラム実行委員会は随時開催する。

## 第6条 委員

1. 代表委員を若干名とし、会を総括し運営する。代表委員は会員の中から互選する。
2. 運営委員は若干名とし、会員の中から互選する。その選出は地域、専門分野の均衡を考慮する。
3. 監査は2名とし、当フォーラムの運営および会計を監査する。監査は会員の中から互選する。

## 第7条 会計

1. 当フォーラムの会計は、寄付をもって運営する。
2. 会計年度は毎年7月1日に始まり、6月30日に終わる。

## 第8条 事務局

事務局は国立保健医療科学院（旧 国立公衆衛生院）建築衛生部（埼玉県和光市南2-3-6）内に置く。